

# 那 霸 市 公 報

第 1 4 5 2 号  
毎月 2 回 1, 1 5 日 発行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 規 則

那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）	867
那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則（税制課）	868
那覇市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則（歴史博物館）	871

### 告 示

建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について（建築指導課）	872
建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について（建築指導課）	874
個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	876
平成 19 年（2007 年）2 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	878
土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）	878

### 公 告

住民票の職権消除の公示について（市民課）	879
一般競争入札について（管財課）	879
平成 19 年度那覇市一般廃棄物（塵芥）処理業務委託の入札の実施について（管財課）	880

### 上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	881
-----------------------	-----

## 教育委員会規則

那霸市 <sup>タマドク</sup> 玉陵及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則……………	882
那霸市立壺屋焼物博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………	884

## 教育委員会訓令

那霸市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程……………	886
---------------------------------	-----

---

---

## 規 則

---

---

那霸市規則第5号

平成19年3月1日

那霸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

## 那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歳入の徴収又は収納事務の委託)</p> <p>第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入については、<u>その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り</u>、収入役と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、収入役から交付された現金領収帳にあらかじめ収入役に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。<u>ただし、特に収入役が許可したものについては、これによらないことができる。</u></p> <p>4 収入事務受託者は、収納した現金を翌日の午前中<u>(委託契約に別段の定めがあるときは、当該契約に定めた日)まで</u>に指定金融機関等に納付通知書により払い込まなければならない。</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(歳入の徴収又は収納事務の委託)</p> <p>第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の2第1項の保育料については、収入役と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、収入役から交付された現金領収帳にあらかじめ収入役に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。</p> <p>4 収入事務受託者は、収納した現金を翌日の午前中までに指定金融機関等に納付通知書により払い込まなければならない。</p> <p>5～6 [略]</p> <p><u>7 第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、委託契約においてこれらの規定と異なる定めをすることができる。</u></p> <p>8 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

## 付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 那覇市規則第6号

平成19年3月1日

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第12条関係)

号	施設	減免割合
1～5	[略]	
6	法第701条の41第1項の表第16号に規定する施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	[略]
7～12	[略]	
13	法第701条の41第1項の表第12号、第14号、第15号又は第19号に規定する施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号の一般港湾運送事業若しくは同条第2号の港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	[略]
14	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第12条関係)

号	施設	減免割合
1～5	[略]	
6	法第701条の41第1項の表第15号に規定する施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	[略]
7～12	[略]	
13	法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に規定する施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項の倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項の港湾運送事業のうち同法第3条第1号の一般港湾運送事業若しくは同条第2号の港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	[略]
14	[略]	

那霸市規則第7号

平成19年3月1日

那霸市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

## 那覇市歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市歴史博物館条例施行規則(平成18年那覇市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の免除) 第6条 [略] 2 条例第8条第2項第3号に規定する場合及びその場合に市長が使用料を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]  <u>(3)</u> その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額 3～4 [略]</p>	<p>(使用料の免除) 第6条 [略] 2 [略]  (1)～(2) [略] <u>(3) 本市に住所を有する65歳以上の者が常設展を個人で観覧する場合 使用料の2分の1の額</u> <u>(4)</u> その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額 3～4 [略]</p>
<p>備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

## 付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

---

---

**告 示**

---

---

那霸市告示第124号

平成19年2月6日

掲 示 済

建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那霸市長 翁 長 雄 志

## 記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那霸広域都市計画道路 3・5・20—銀線	475m	13m	別図参照



那霸市告示第125号  
平成19年2月6日  
掲 示 済

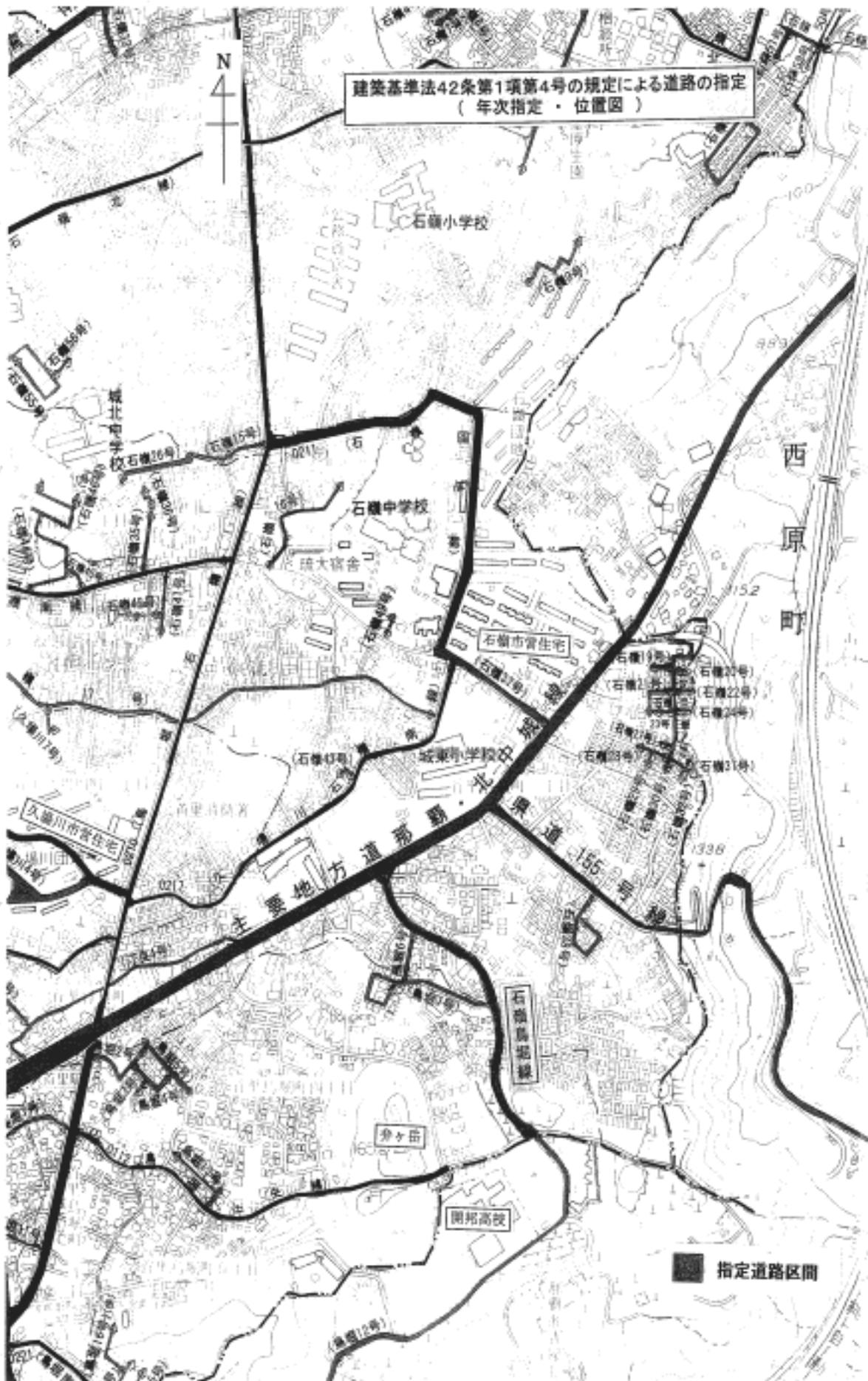
建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那霸市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那霸広域都市計画道路3・5・那33石嶺鳥堀線	490m	14m	別図参照



那覇市告示第126号  
平成19年2月8日  
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

## 個人情報目的外利用等届出書

平成19年2月8日

那覇市長 様

実施機関

那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	経営企画部経営企画室 電話862-9937
業務の名称	第4次総合計画策定にかかる市民アンケート
利用等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年月日	平成18年12月4日
目的外利用等をする個人情報の内容	那覇市に居住する満20才以上の男女のうち、年齢等間隔抽出法により抽出される5,000人の住所・氏名・性別・年齢の各情報。
目的外利用等をする理由	第4次総合計画の基本計画の策定にあたって、市民アンケートを実施する際、対象者を抽出しアンケート票を送付するため。
新たな利用課又は提供先	なし。
所管部課	経営企画部 経営企画室 総合企画グループ 電話862-9937 (内) 2695

那覇市告示第127号  
平成19年2月13日  
掲 示 済

平成19年(2007年)2月那覇市議会定例会の招集について

平成19年(2007年)2月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成19年2月20日(火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第137号  
平成19年3月1日

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、平成19年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成19年4月2日(月)から  
平成19年5月1日(火)まで  
(土曜・日曜日及び休日を除く)
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
(昼食時間を除く)
- 3 縦覧場所 那覇市財務部資産税課(本庁2階)

---

---

**公 告**

---

---

**那覇市公告第161号**

平成19年2月19日

掲 示 済

## 住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

**那覇市公告第165号**

平成19年3月1日

## 一般競争入札について

那覇市所有の次の土地を個々に売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 入札に付す物件

那覇市壺川一丁目16番15 宅地 242.77 m<sup>2</sup>那覇市壺川一丁目15番4 宅地 99.16 m<sup>2</sup>

## 2 入札参加資格は地方自治法施行令第167条の4の規定によるとともに、市町村税の滞納がないこととします。

## 3 入札の日時及び場所

日 時 平成19年3月29日(木)午後2時

場 所 那覇市役所議会事務局教育福祉委員会室(3階)

## 4 入札案内書の交付及び入札参加申込受付は、那覇市総務部管財課で行います。入札参加申込受付は平成19年3月23日(金)午後5時15分で終了します。

## 5 入札参加者は、見積もる入札額の100分の5以上の入札保証金を、市長の指示どおり納付しなければ入札に参加できません。

## 6 予定価格は

の物件については14,520,000円です。

の物件については8,250,000円です。

落札価格は予定価格以上の最高入札価格とします。

- 7 入札は入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。
- 8 入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 9 契約の主な条件
- (1) 落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。
- (2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
- 10 入札説明会の日時及び場所
- 日 時 平成19年3月15日(木)午前10時30分
- 場 所 那覇市役所監査室兼会議室(4階)
- 11 現地説明会の日時及び場所
- 日 時 平成19年3月15日(木)午後2時30分
- 場 所 現地(物件所在地)
- 12 その他詳細は「土地売却に伴う一般競争入札実施要領」によります。
- \* お問い合わせ先：那覇市総務部管財課
- 電話 098-862-9904

---

那覇市公告第166号

平成19年3月1日

平成19年度那覇市一般廃棄物(塵芥)処理業務委託の入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 平成19年度那覇市一般廃棄物(塵芥)処理業務委託
- (2) 履行場所 那覇市直営施設
- (3) 履行内容 仕様書による
- (4) 契約予定日 平成19年4月1日
- (5) 履行期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日第137号)第7条第1項に基づき那覇市長の許可を受けた一般廃棄物処理業であること。
- 3 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成19年3月26日(月)午後1時30分から

- (2) 場所 南風原町字新川 650 番地  
那覇市・南風原町環境施設組合 3 階研修室

- 4 入札保証金  
入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。
- 5 入札参加資格の確認  
入札執行時に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、営業許可証の写しを提出する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- 7 お問合せ  
那覇市総務部管財課庁舎管理班  
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 0 号  
平成 1 9 年 1 月 3 0 日  
掲 示 済

### 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松本 親

### 新 規 指 定

指定(登録)番号 第 4 0 0 号  
指定工事店名 株式会社 沖縄工設  
営業所所在地 浦添市字経塚 6 3 3 番地  
代表者名 大嶺 健  
有効期間 自 平成 1 9 年 1 月 2 4 日  
至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

## 教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第1号

平成19年2月7日

公 布 済

那覇市玉陵<sup>タマドク</sup>及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

那覇市玉陵<sup>タマドク</sup>及び識名園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市玉陵<sup>タマドク</sup>及び識名園条例施行規則(平成5年那覇市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料)	(観覧料)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級(学校教育法(昭利22年法律第26号)第75条に規定する特殊学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合	(3) 盲学校、 <u>ろう学校</u> 及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級(学校教育法第75条に規定する特殊学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
(4)～(10) [略]	(4)～(10) [略]
4 [略]	4 [略]
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3)～(4) [略]	(3) <u>本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合</u>
5 [略]	(4)～(5) [略]
	5 [略]

<p>6 前3項の規定により観覧料の免除又は減額を受けようとする者は、<sup>タマ</sup>玉<sup>ドク</sup>陵・識名園観覧料減免承認申請書(第2号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>7 教育長は、観覧料の免除又は減額の承認をしたときは、<sup>タマドク</sup>玉<sup>ドク</sup>陵識名園観覧料減免承認書(第3号様式)を交付する。</p>	<p>6 前3項の規定(第3項第2号、第5号から第7号まで及び第9号、第4項第3号及び第4号並びに前項第1号を除く。)により観覧料の免除又は減額を受けようとするものは、<sup>タマドク</sup>玉<sup>ドク</sup>陵・識名園観覧料減免承認申請書(第2号様式)により教育長に申請しなければならない。</p> <p>7 教育長は、前項の申請に対し、観覧料の免除又は減額の承認をしたときは、<sup>タマドク</sup>玉<sup>ドク</sup>陵識名園観覧料減免承認書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>8 第3項第2号、第5号から第7号まで及び第9号、第4項第3号及び第4号並びに第5項第1号の規定により観覧料の免除又は減額を受けようとする者は、それを証する書類を教育長に提示するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

## 付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第2号  
平成19年2月7日  
公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

## 那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館条例施行規則(平成10年那覇市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可の申請) 第5条 条例第5条の規定に基づく使用許可を受けようとするものは、使用開始日の属する月の6月前の月の初日から使用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設使用許可申請書(第2号様式)を教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用許可の申請) 第5条 条例第5条の規定に基づく使用許可を受けようとするものは、使用開始日の属する月の6月前の月の初日から使用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設使用許可申請書(第2号様式)により教育長に申請しなければならない。</p>
<p>(使用許可書の交付) 第6条 教育長は、前条の申請に対し許可したときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設使用許可書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(使用許可書の交付) 第6条 教育長は、前条の申請に対し許可したときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設使用許可書(第3号様式。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。</p>
<p>(使用許可の変更) 第7条 前条の規定により使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設使用変更申請書(第4号様式)に使用許可書を添えて、使用開始日の5日前までに教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(使用許可の変更) 第7条 前条の規定により使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設使用変更申請書(第4号様式)により教育長に申請しなければならない。この場合においては、使用許可書を添えなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(観覧料の減免)</p>	<p>(観覧料の減免)</p>
<p>第11条 [略]</p>	<p>第11条 [略]</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級(学級教育法第75条に規定する特殊学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合</p>	<p>(4) 盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級(法第75条に規定する特殊学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合</p>
<p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(5)～(11) [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(1)～(2) [略]</p>	<p>(1)～(2) [略]</p>
	<p>(3) <u>本市に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合</u></p>

<p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定により観覧料の免除又は減額を受けようとするものは、那覇市立壺屋焼物博物館観覧料減免申請書(第8号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第1号にあっては、この限りでない。</p> <p>5 教育長は、前項の申請に対し、観覧料の免除又は減額の承認をしたときは、那覇市立壺屋焼物博物館観覧料減免承認書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項の規定(第1項第1号、第3号、第6号から第8号まで及び第10号、第2項第3号並びに前項第1号を除く。)により観覧料の減額又は免除を受けようとするものは、那覇市立壺屋焼物博物館観覧料減免申請書(第8号様式)により教育長に申請しなければならない。</p> <p>5 教育長は、前項の申請に対し、観覧料の減額又は免除の承認をしたときは、那覇市立壺屋焼物博物館観覧料減免承認書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>6 第1項第1号、第3号、第6号から第8号まで及び第10号、第2項第3号並びに第3項第1号の規定により観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、それを証する書類を教育長に提示するものとする。</p> <p>7 第2項又は第3項の規定により観覧料を減額する場合において、減額後の観覧料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

## 付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号

平成19年2月15日

施 行 済

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程を次のように定める。

那覇市教育委員会  
委員長 仲村渠良雄

### 那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第8号)第10条の規定に基づき、定期評価の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い(以下「苦情対応」という。)並びに苦情を審査するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的考え方等)

第2条 苦情対応及び苦情の審査については、評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資するものであり、被評価者、評価者及びすべての関係者は、真摯に対応しなければならない。

(苦情の申出等)

第3条 自らの評価結果に対し苦情を申出する職員(以下「申出者」という。)は、苦情申出書(第1号様式)により教育長に申し出なければならない。

2 教育長は、前項の規定により申出者から苦情の申出があるときは、次条で定める審査会にその審査をさせるものとする。

3 申出期間は、当該年度の3月15日から3月31日までとする。ただし、郵送による申出の場合は、提出期限日の消印があるものまでを有効とする。

(苦情審査会)

第4条 教育長は、申出のあった苦情(以下「申出事案」という。)について、審査させるため、苦情審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、学校教育部長、学校教育部副部長、学校教育課長、学校教育課の指導担当主幹、学校教育課の企画担当主幹、やる気・元気サポート室長及び教育研究所長で構成する。

3 審査会の会長は、学校教育部長をもって充て、副会長は学校教育部副部長をもって充てる。

4 審査会は、会長が主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(調査員)

第5条 会長は、申出事案について調査するため審査会に調査員を置く。

2 調査員は、学校教育課の教職員担当者をもって充てる。

(事案の調査等)

第6条 会長は、調査員に対し申出事案について必要な調査をさせることができる。

2 申出者、評価者及び関係者(以下「申出者等」という。)は、調査員の求めに応じて、申出事案についての内容、評価理由等について説明しなければならない。

3 調査員は、申出事案について調査するときは、原則として2人以上で直接、申出者等から聴取するものとする。

4 調査員は、最終評価者に対し申出事案の評価理由等について評価者意見書(第2号様式)を提出させることができる。

5 調査員は、最終評価者から申出があった場合は、1次評価者に対し申出事案の評価理由等について第1次評価者意見書(第3号様式)を提出させることができる。

6 調査員は、申出事案についての調査結果を調書(第4号様式)により、会長に報告する。

(審査内容等)

第7条 審査会は、申出事案にかかる評価結果が、事実に基づき及び評価基準等に照らし適正に評価されているかどうかについて、審査するものとする。

2 審査は、苦情申出書、評価者意見書、調書等に基づいて行うものとする。

3 審査会は、必要に応じ調査員に申出事案について再調査をさせることができる。

(会議等)

第8条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、審査上、必要があると認めるときは、申出者等を出席させ意見を聴くことができる。また、申出者等に対し関連する資料等の提出を求めることができる。

(審査会の非公開)

第9条 審査会は、非公開とする。

(守秘義務)

第10条 委員及び調査員は、申出者等の職、氏名、苦情内容及び苦情対応等に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告及び通知)

第11条 会長は、審査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告を受けたときは、申出者に対しては苦情審査決定通知書(申出者用)(第5号様式)により、最終評価者に対しては苦情審査決定通知書(評価者用)(第6号様式)により通知しなければならない。

(苦情対応の終了)

第12条 苦情対応は、教育長の審査結果の通知をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情対応は終了するものとする。

(1) 申出者が、苦情の申出を取り下げたとき。

(2) 申出者が、申出事案について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づく勤務時間に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続に訴えたとき。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 申出者は、審査会に対し苦情申出を行ったこと、又は苦情対応に関し調査員の調査に協力等を行ったことにより、何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

2 評価者及び関係者は、苦情対応に関し調査員の調査に協力等を行ったことにより、何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

(任意の苦情対応)

第14条 評価者は、被評価者から口頭により不満・苦情の申出がある場合は、相談に応じ必要な説明及び指導等を行い、その解決に努めるものとする。

(事務局)

第15条 審査会の事務局は、学校教育課に置く。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、苦情対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成19年2月15日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

那覇市教育委員会  
教育長 様

那覇市立 小・中学校  
職名 氏名 印

苦情申出書

評 価 者	那覇市立 小・中学校	校長
1 申出箇所(項目、評価要素、絶対評価(1次、最終)、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。)		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
2 具体的内容		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
3 開示の説明内容		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
4 開示後の経緯		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

第 2 号様式

平成 年 月 日

苦情審査会調査員 様

那霸市立 小・中学校  
校 長 印

評価者意見書

申出者	那霸市立 小・中学校	職名		氏名	
1 申出箇所(項目、評価要素、絶対評価(1次、最終)、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。)					
-----					
2 評価者意見					
-----					
3 開示の説明内容					
-----					
4 開示後の経緯					
-----					

第3号様式

平成 年 月 日

苦情審査会調査員 様

那覇市立 小・中学校  
教 頭 印

第 1 次者評価者意見書

申出者	職名		氏 名	
1 申出箇所（項目、評価要素、絶対評価（1次、最終）記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。）				
-----				
-----				
-----				
-----				
2 第1次評価者意見				
-----				
-----				
-----				
-----				
3 開示の説明内容				
-----				
-----				
-----				
-----				
4 開示後の経緯				
-----				
-----				
-----				
-----				

第4号様式

平成 年 月 日

苦情審査会  
会長

様

苦情審査会  
調査員

印

調 書

申出者	那覇市立 小・中学校	職名		氏名	
-----	------------	----	--	----	--

調査の概要

日時	平成 年 月 日 ~ 月 日	場所	
1 ヒアリング内容			
(1) 申出者 ( )			
-----			
-----			
-----			
(2) 評価者 ( )			
-----			
-----			
-----			
(3) 関係者 ( )			
-----			
-----			
-----			
2 調査コメント			
-----			
-----			
-----			

第5号様式

平成 年 月 日

申出者 様

那覇市教育委員会  
教育長

教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書(申出者用)

平成 年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

## 1 決定内容

- (1) 評価者が行った評価を妥当とする。
- (2) 評価者に対し再評価の指導を行う。

申出の全部について

申出の一部について

ア

イ

ウ

## 2 決定理由

第6号様式

平成 年 月 日

評価者 様

那覇市教育委員会  
教育長

## 教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書(評価者用)

平成 年 月 日付けで(申出者職氏名)から申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

なお、再評価の場合には、平成 年 月 日までに再評価の結果を提出した後、写しをもって申出者に開示するよう併せて通知します。

## 記

## 1 決定内容

- (1) 評価者が行った評価を妥当とする。
- (2) 評価者に対し再評価の指導を行う。

申出の全部について

申出の一部について

ア

イ

ウ

## 2 決定理由